

成田市制施行70周年記念事業実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 成田市制施行70周年記念事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、成田市制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の企画及び立案に関すること。
- (2) 事業実施のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 事業のPR等に関すること。
- (4) 事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 実行委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置き、会長は、成田市長をもって充て、副会長は、委員の同意を得て、会長が指名した者をもって充てる。

- 2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(監事)

第5条 実行委員会の会計を監査するため、監事を置く。

- 2 監事は、委員の同意を得て、会長が指名した者をもって充てる。

(経費)

第6条 実行委員会の経費は、成田市負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(事務局)

第7条 実行委員会に関する事務を円滑に遂行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、別表第2に掲げる部署をもって組織する。
- 3 事務局に事務局長を置き、成田市企画政策部企画政策課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局会議を主宰し、会議を総括する。
- 5 事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 事務局の事務は、成田市企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。

附 則（一部改正 令和6年3月27日）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（一部改正 令和7年2月5日）
この要綱は、令和7年2月5日から施行する。

別表第 1

実行委員会委員

成田市	成田市議会議長	成田国際空港株式会社
市長		地域共生部長
副市長	成田山新勝寺寺務長	日本航空株式会社
教育長		成田空港支店長
企画政策部長	成田商工会議所会頭	全日本空輸株式会社
総務部長		成田空港支店長
財政部長	成田市東商工会会長	ジェットスター・ジャパン株式会社
空港部長		代表取締役社長
シティプロモーション部長	一般社団法人成田市	Peach Aviation 株式会社
市民生活部長	観光協会会長	成田ホーションサポートセンター センター長
環境部長	成田市農業協同組合	スプリング・ジャパン株式会社
福祉部長	代表理事組合長	代表取締役社長
こども未来部長	かとり農業協同組合	株式会社 ZIPAIR Tokyo
健康推進部長	代表理事組合長	代表取締役社長
経済部長	一般社団法人	東日本旅客鉄道株式会社
土木部長	成田青年会議所理事長	千葉支社成田駅長
都市部長	成田市区長会会長	京成電鉄株式会社
水道部長		京成成田駅長
教育部長	成田地区ホテル業協会会長	千葉交通株式会社
消防長		代表取締役社長
議会事務局	成田市文化団体	国際医療福祉大学成田キャンパス
	連絡協議会会長	総合教育センター 特任教授
	成田市スポーツ協会会長	イオンモール株式会社
		イオンモール成田 セネラルマネージャー

別表第 2

事務局

成田市	
企画政策部 企画政策課	企画政策部 秘書課
企画政策部 広報課	シティプロモーション部 観光プロモーション課
シティプロモーション部 スポーツ振興課	シティプロモーション部 文化国際課
市民生活部 市民協働課	経済部 商工振興企業立地課
教育部 教育指導課	教育部 生涯学習課
議会事務局	